

さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 要求水準書

1 件名

さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務

2 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 予算の上限額

2,259,400円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本市は、循環型社会構築の一環として食品ロス削減プロジェクトを平成30年度より開始し、家庭系食品ロス削減施策「Saitama Sunday Soup（日曜日は食べつくスープ）」や「もっと！ もったいないを、モットーに。」を合言葉に事業系食品ロス削減施策を行う事業者と連携し、市内の削減効果を高める「チーム Eat All」を推進してきたところである。

食品ロス削減をより一層推進し、ごみのさらなる減量を目指す観点から、国が定める10月の「食品ロス削減月間」に合わせてキャンペーンによる普及啓発を行うことを目的とする。

6 業務の内容

食品ロス削減を効果的に推進するため、「食品ロス削減月間」である10月に市民及び事業者参加型のプレゼントキャンペーンを展開する。20代から30代の市民をメインターゲットとして、市民に食品ロス削減の行動を定着させることができるようなコンテンツを作成する。

創意工夫を凝らしたキャンペーンを企画し、下記の事項のほか必要な業務の全てを含むものとする。

(1) キャンペーンの企画立案に関すること

ア キャンペーン名

未定（協議の上決定する）

イ 実施期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

ウ 開催場所

さいたま市内（キャンペーン協力店舗内）

エ イベント内容

- (ア) 協力店舗において賞味・消費期限が近くなった商品にシールを貼付、市民がシールを貼付した商品を購入することでシールを集め、集めたシールを応募用紙に規定枚数分貼付して応募する方式にてキャンペーンを行う。規定枚数の設定は委託者と受託者が協議の上で決定する。
- (イ) 協力店舗は委託者で調整の上、決定する。その他、「チーム Eat All」参加企業と連携した取組を行う場合は、委託者と受託者が協議の上で決定するものとする。
- (ウ) シールは委託者で必要枚数分用意する。応募用紙は委託者と協議の上、受託者で作成すること。（(2)(オ)参照）
- (エ) 応募方式はWEBからの応募を基本とし、WEBが使えない方向けに応募用紙を郵送して応募する形式を併用する（切手代は応募者負担）。郵送された応募用紙を委託者で受付・とりまとめを行い、受託者側へ必要な情報を提供するものとする。
- (オ) WEB応募時にシールの使いまわし等の不正が起きないように対策を講じ、企画提案時に提示すること。
- (カ) 応募者プレゼントについては以下の物品を委託者で用意するが、キャンペーン参加事業者及び受託者によるプレゼントの用意を拒むものではない。
 - ・グリル鍋、ノンフライヤー、カプセルカッター、ホットプレート（各5個）他
- (キ) キャンペーン専用のランディングページを設けること。ランディングページ内にWEB応募者用の応募フォームを用意すること。
- (ク) ランディングページは9月上旬を目途に公開し、10月のキャンペーン実施期間を含め2か月程度公開すること。
- (ケ) キャンペーンを通じてさいたま市による食品ロス削減の各種取組「Saitama Sunday Soup(日曜日は食べつくスープ)」、「チーム Eat All」、「フードドライブ」について情報発信できる環境を整えること。
- (コ) メインターゲット層の食品ロス削減の行動を促すような企画内容とすること。

(2) キャンペーンの広報に関すること

- (ア) 多くの市民に興味を持って応募していただくため、効果的な広報手段を提案し、実施すること。
- (イ) 広報にあたってはWEB広告など、自発的に市の施策に関する情報にアクセスしない方へも届くような方式も活用すること。
- (ウ) 応募者の応募手段の多くがWEBとなるよう、適切な誘導を図ること。
- (エ) 市の各種広報ツールによる広報業務は委託者が実施するが、受託者による広報文案や画像の提供等を拒むものではない。
- (オ) 広報チラシ兼応募用紙（A4、両面カラー、コート紙）を10,000部作成し、9月13日

までに委託者に納品すること。応募用紙は容易にシール貼付台紙兼はがきとして使用できるようにすること。シール貼付面にはナンバリング表示をすること。

(3) キャンペーンに応募者対応に関すること

ア 応募者対応

- (ア) 専用の応募フォーム及び委託者から提供された応募者情報を基に、当選者を決定すること。
- (イ) 応募フォームからの応募については不正が行われていないか1件ずつ確認を行い、その結果を報告すること。
- (ウ) 当選者への連絡は商品の発送をもって行うものとする。なお、プレゼントの郵送費は受託者で負担するものとする。

イ 報告

以下の成果物を履行期間内に提出すること。

- ・実績報告書（応募者数、ランディングページアクセス数、WEB広告掲載数及びアクセス数などを取りまとめたもの。）2部及び電子データ
- ・広報物等の作成物の電子データ（PDF形式及びJPEG形式）

7 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに作業計画書及び内訳書を委託者に提出すること。
- (2) 業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (3) 制作する広報媒体及びランディングページ等は制作納期までに3回程度委託者の校正を受けること。
- (4) 業務内容は第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 本業務に係る制作物の権利は委託者に属するものとする。
- (6) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (7) 個人情報の取扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。また、受託者が取り扱う個人情報については、市が保有する個人情報としてさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の適用を受けるものとする。
- (8) 本要求水準書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- (9) 本業務の遂行にあたり、やむを得ない理由により、業務内容の変更が必要となる場合は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- (10) 本業務に係る一切の経費は、受託者が負担すること。

8 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。